第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">指定助産・施術機関の指定</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">生活保護法第55条第1項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="4">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)
生活保護法第55条第2項の規定により準用する第49条の２第１項から第３項まで
別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準
設定年月日</td><td>年　月　日</td><td>審査基準
最終変更年月日</td><td>令和7年3月4日</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td colspan="3">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
期間(　申請があった日の翌日から起算して７日以内　)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間
設定年月日</td><td>年　月　日</td><td>標準処理期間
最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">福祉部　　保護管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

第１号・第２号様式別紙　（指定助産・施術機関指定）

第五十五条第二項において準用する第四十九条の二

市長による第五十五条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師の申請により行う。

２　市長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

四　申請者が、第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十五条第二項において準用する第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五　申請者が、第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十五条第二項において準用する第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六　申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為

をした者であるとき。

３　市長は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条第一項の指定をしないことができる。

一　被保護者の助産又は施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十五条第二項において準用する第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二　前号のほか、出産扶助又は医療扶助のための助産又は施術を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。